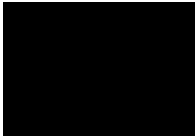




意見書

2011年8月22日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 163-8003
(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにしんじゅくにちようめさんばんにこう
住 所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号
(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏 名 KDDI株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちよう たなか たかし
代表取締役社長 田中 孝司
連絡先 TEL : 
FAX : 
メールアドレス 

「電気通信事業分野における競争状況の評価2010(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

| 領域 | 貢 | 意見 |
|----------------------------------|---|---|
| | | <p>【意見】</p> <p>総論</p> <p>『「光の道」構想実現に向けて（2010年12月）』で言及された「3年後の包括的な検証」に向け、現在、ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会において、毎年度の継続的な検証を有効なものとするため、競争セーフガード制度の在り方や競争評価制度の活用について検討が進められているところです。</p> <p>包括的な検証が行われるまでの3年間、規制の遵守状況、市場の競争状況等に関する検証を有効なものとするためには、NTTグループの総合的な市場支配力の存在・行使について、より適切かつ客観的に評価するよう競争評価制度を見直す必要があると考えます。その上で、透明性を高めた競争セーフガード制度と連携してNTTグループによる反競争的な行為に対する措置の実効性確保の状況について検証を行い、問題がある場合は改善させるというPDCAサイクルを回すべきと考えます。</p> <p>適切な運用によって政策に資するよう、競争評価制度を活用していただきたいと考えます。</p> |
| <p>第1編 定点的評価</p> <p>I 固定電話領域</p> | 4 | <p>【総務省案】</p> <p>第2章 固定電話市場における主要指標の分析及び競争状況の評価</p> <p>要旨</p> <p>2. 市場支配力に関しては、NTT東西は契約数における高いシェアに加え、不可欠設備を保有していることから（設備面で見たメタル回線の設備シェアは99.9%、光ファイバの設備シェアは77.2%）NTT東西が単独で市場支配力を行使し得る地位にあると評価。</p> <p>しかし、第一種指定電気通信設備に係る規制やルールの存在により市場支配力を行使する可能性は低い。</p> <p>【意見】</p> <p>NTT西日本による接続情報の漏洩事案が発生した事実、設備利用に関する手続等を通じたNTT東・西による影響を被る可能性の存在、また、総務省案にも記述されているとおり縮小傾向の市場でありながら依然としてシェアの高いNTT東・西の料金が高止まりしているという現状等に鑑みると、現実には、NTT東・西に対する現行の規制やルールは十分に機能しておらず「市場支配力を行使する可能性は低い」とは到底言えません。</p> <p>このことから、固定電話市場については、NTT東・西の市場支配力の評価を「行使している」と修正すべきと考えま</p> |

| 領域 | 貢 | 意見 |
|-----------------------------------|----|--|
| 第1編 定点的評価 Ⅱ 移動体通信領域 | 27 | <p>す。</p> <p>【総務省案】 今後の注視事項</p> <p>③ このような状況の中、移動体通信サービス市場について分析及び評価を行うに当たっては、ネットワークレイヤー以外のレイヤーの財・サービスの動向を踏まえることが必要と考えられる。</p> <p>【意見】 今後の課題として、「ネットワークレイヤー以外のレイヤーの財・サービスの動向」を挙げていることに賛同します。国内外のプレイヤーを問わず、上位レイヤーや下位レイヤーが、単独または連携して通信レイヤー等の競争に与える影響についても留意して分析していただきたいと考えます。</p> |
| 第1編 定点的評価 Ⅲ インターネット 接続領域 | 15 | <p>【総務省案】（ブロードバンド市場） （2）市場支配力の行使</p> <p>以下の判断要素を総合的に勘案し、市場支配力の行使に関しては、現行の規制において一定の歯止めとなる措置が講じられているものの、NTT東西が単独で市場支配力を行使する可能性は否定できず、固定電話市場からのレバレッジの懸念等があると評価する。</p> <p>【意見】 今後ますます重要度が高まるブロードバンド市場において、NTT東・西による市場支配力の行使に対する現行の規制は十分に機能しているとは言えず、ボトルネック性の高い設備を持つNTTグループによってNGNサービス等が展開されており、固定電話市場からのレバレッジは懸念ではなく、現に行使されています。 このため、市場支配力の行使についての評価は、「懸念」ではなく、「行使している」と修正すべきと考えます。</p> |
| 第1編 定点的評価 Ⅲ 法人ネットワーク サービス領域 | 14 | <p>【総務省案】（WANサービス市場） 今後の注視事項</p> <p>このような中、WANサービス市場においては、NTTグループのシェアは高い水準を維持しており、NGNを活用したWANサービスの提供状況も含め、NTTグループの協調による市場支配力の保有・行使の可能性等について、引き続</p> |

| 領域 | 貢 | 意見 |
|--------------------|---|--|
| | | <p>き注視する必要がある。</p> <p>【意見】 総務省案にも記述されているとおり、上位2社はともにNTT系の事業者であり、さらにその他のNTTグループの事業者も含めると7割近くのシェアを占めています。NTTグループとしての総合的な市場支配力は、NGNが活用されたWANサービス等が提供されることにより法人サービス市場においても影響があると考えられるため、本市場に対するNTTグループの動向に注視し、現に生じている問題を具体的に分析・評価すべきと考えます。</p> |
| 第3編 今後の競争評価の在り方 | 6 | <p>【総務省案】</p> <p>2. FTTH市場における分析及び評価の在り方</p> <p>(1) 上述のとおり、FTTH市場に対する関心の高まりやNGNを利用したサービスの動向、政策的な重要性を踏まえ、同市場の分析及び評価を行うに当たっては、契約者数シェア、市場集中度、通信量、料金水準の推移等の量的基準を中心とした従来の指標に加え、幅広い要素を総合的に勘案して行うことが必要である。</p> <p>(2) 具体的には、例えば、都道府県別の分析、設備競争状況、NTT東西加入電話から光IP電話の移行状況、NTT東西の活用業務やNGN機能（品質保証等）によるサービス提供状況、料金体系（割引、解約違約金等）、ISP等との隣接市場との関係、事業者間取引の状況等が考えられる。</p> <p>【意見】 今後FTTH市場を分析するにあたり、NGNに留意することや、事業者間取引の状況等を勘案することに賛同します。事業者間取引の状況に関しては、光配線区域の情報、コロケーション・中継ダークファイバの利用、開通に係るリードタイム等について、NTT東・西利用部門と接続事業者との間で時期や内容が同等に取扱われているかについても分析すべきと考えます。さらに、NGNの活用や、グループ会社の介在による市場支配的事業者同士の連携等NTTグループの総合的な市場支配力を分析すべきであり、来年度以降の分析において実行されることを強く要望します。</p> |
| 第3編 今後の競争評価の在り方 | 6 | <p>【総務省案】</p> <p>3. 移動体通信領域における対象市場の追加等（データ通信）</p> <p>(3) また、移動系のデータ通信サービスを巡っては、固定系と異なり、そのビジネスモデルがネットワークレイヤー</p> |

| 領域 | 貢 | 意見 |
|----------------------------|----------|---|
| | | <p>以外のレイヤー（コンテンツ・プラットフォームや端末の上位下位レイヤー）との連携も含めて多様化しており、各レイヤー間の相互関係を把握することは、移動系のデータ通信市場の競争状況を分析及び評価するに当たって重要な勘案要素になると考えられる。</p> <p>このため、移動系のデータ通信市場の分析及び評価に当たっては、上位下位レイヤーの動向を補完的に勘案して行うこととする。</p> <p>【意見】</p> <p>これまでのネットワークプレイヤー中心の分析に加え、上下レイヤーの動向等を勘案することに関しては、幅広く市場を把握するために有意義と考えますが、特定のビジネスモデル（垂直統合型）のみに着目するのではなく、各モデルについてバランスよく分析していただきたいと考えます</p> |
| <p>第3編 今後の競争評価の在り方</p> | <p>7</p> | <p>【総務省案】</p> <p>3. 移動体通信領域における対象市場の追加等（データ通信）</p> <p>（5）なお、当面、固定系と移動系のデータ通信市場は別々の市場として画定することとするが、今後のLTEの普及状況や第4世代移動体端末の導入状況等を見つつ、将来的には固定系と移動系のブロードバンド市場を一体的な市場として画定することについても検討が必要と考えられる。</p> <p>【意見】</p> <p>データ通信市場に固定系と移動系のデータ通信市場を別々に画定することに異論はありませんが、将来、固定系と移動系のブロードバンド市場を一体的な市場として画定する際には、市場支配的事業者同士によるグループ連携サービスを分析の指標に取り入れることが必須と考えます。</p> |
| <p>第3編 今後の競争評価の在り方</p> | <p>7</p> | <p>【総務省案】</p> <p>4. 分析及び評価に用いる指標</p> <p>（2）この競争評価に係る指標に関しては、過去の競争評価に係る意見募集をはじめ、本年度の競争評価アドバイザーボードが実施した事業者ヒアリングにおいても具体的な提案があった。</p> <p>例えば、事業者ヒアリングにおいては、企業グループ単位、ブランド力、通信速度、周波数帯域、事業の革新</p> |

| 領域 | 貢 | 意見 |
|----------------------------|----------|---|
| | | <p>性、国際展開度等の項目が挙げられていたところである。</p> <p>(3) これらの項目については競争評価の指標として有効か否か、具体的にどのようなデータを収集し、それらをどのように市場の分析及び評価に反映させるかについてより専門的な検討が必要と考えられることから、今後の検討課題とする。</p> <p>【意見】</p> <p>今後の競争評価の分析及び評価に用いる指標として、特に市場支配的事業者同士の連携、ブランド等に着目した分析の実施について積極的に検討し、実現していただきたいと考えます。</p> <p>またあわせて、評価にあたっては、市場支配力の「存在」と「行使」の在り方について、再度考え方の整理を行う必要があると考えます。</p> |
| <p>第3編 今後の競争評価の在り方</p> | <p>8</p> | <p>【総務省案】</p> <p>2. 競争セーフガードとの連携強化</p> <p>(2) (中略) しかしながら、特に、上述のとおり、政策的な重要性から幅広い視点での分析が求められている FTTH 市場については、そのネットワーク構成や機能が高度化・複雑化している中、従来以上に、FTTH市場の分析及び評価の勘案要素として事業者間取引の状況をより精緻に把握することが必要と考えられる。</p> <p>【意見】</p> <p>上述のとおり、今後ブロードバンド市場の中心となる FTTH市場について、事業者間取引の状況をより精緻に把握することが必要であるとの考えに賛同します。その際には、光ファイバの回線数シェアが 77.2% (2010 年度末時点) を持つ NTT 東・西の企業グループ単位での取引等も合わせて分析する必要があると考えます。</p> |

| 領域 | 頁 | 意見 |
|--------------------|---|---|
| 第3編 今後の競争評価の在り方 | 9 | <p>【総務省案】</p> <p>2. 競争セーフガードとの連携強化</p> <p>(3) このような状況を踏まえ、過去の競争評価においても、戦略的評価において試行的に事業者間取引の取扱いについて検討を行ってきたところであるが、競争セーフガード制度との連携をさらに強化し、競争評価の実効性を高める観点から、競争セーフガード制度の検証の結果、措置・注視すべきとされた事項についても、必要に応じ、戦略的評価のテーマとして分析及び評価を行うことを新たな戦略評価の中に位置づけることとする。</p> <p>なお、具体的な実施方法等については、現在、情報通信審議会において、今後の市場環境の変化等を踏まえた公正競争環境の検証・担保の在り方について検討が行われている。</p> <p>【意見】</p> <p>競争評価と競争セーフガード制度との連携を強化することに賛同します。</p> <p>ただし、競争セーフガード制度の検証結果等を戦略的評価のテーマとして取り上げる際には、次の点に留意が必要と考えます。</p> <p>電気通信事業分野においては、原則自由競争とすべきですが、これまでの当社の主張や総務省のご指摘のように、NTTグループによる市場支配力は固定電話市場・FTTH市場を中心に存在しており、これらが現に濫用されていることは明らかと考えます。このため、テーマとして取り上げる際には、専ら、このように公正競争が機能していない市場について、競争セーフガード制度の検証の結果、措置・注視すべきとされた事項を重点的に取り上げるべきと考えます。</p> <p>また、テーマを決定するにあたっては、事前に事業者への意見募集を実施していただくよう要望します。</p> |